

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物営業所等ファイル
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 古物商、2 古物市場主、3 主たる営業所、4 その他の営業所、5 原許可公安委員会、6 許可番号、7 許可年月日、8 古物商又は古物市場主の法人代表者又は個人の氏名及び住所並びに電話番号、9 古物商又は古物市場主の法人の名称及び所在地並びに電話番号、10 営業所名及び所在地並びに電話番号、11 市場主名及び所在地並びに電話番号、12 行政処分
記録範囲	古物商又は古物市場主許可者、役員、管理者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	8 から11の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。

<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p>■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)</p> <p>-----</p> <p>令第 21 条第 7 項に該当する ファイル</p> <p>■有 □無</p>	<p>□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>該当</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名 称) 広島県警察本部総務部総務課 (警察情報公開センター)</p> <p>(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9-42</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	<p>—</p>	
<p>備 考</p>		